

事務連絡

平成29年7月12日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課

情報提供ネットワークシステムの運用開始期日等について（依頼）

予防接種に係る業務の運用につきましては、平素から格別のご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

今般、内閣府及び総務省より各府省宛に「情報提供ネットワークシステムの運用開始期日について（依頼）」（平成29年7月7日付府番第135号・総官参第21号）（別添参考1）が発出され、関係制度部局を通じ、それぞれの所管制度の実務を行う地方公共団体に対して、対応に遺漏がないよう適切に周知・助言等を行うよう依頼があったところです。

併せて、「情報提供ネットワークシステムの運用開始期日について」（平成29年7月7日付府番第136号・総官参第22号）（別添参考2）が発出され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に規定する情報提供ネットワークシステム（以下「情報提供NWS」という。）の運用開始期日等について、以下の通知があったところです。

- 情報提供NWSの運用開始日は、平成29年7月18日とする。
- 同日における各機関中間サーバーの稼働開始時間は、下記（参考）のとおり。
注）情報提供NWSを使用した情報照会又は情報提供を行う場合には、情報照会者及び情報提供者の双方の中間サーバーが稼働していることが必要となる。
- 情報提供NWSを使用した情報提供等記録の表示等に対応するため、マイナポータルについても、同日から運用を開始する。

（参考）各機関における中間サーバーの稼働開始時間

機関名	稼働開始時間
1. 厚生労働省職業安定局（ハローワーク）	7:00
2. 地方公共団体（教育委員会、一部事務組合、広域連合を含む）、医療保険者、地方公務員災害補償基金、日本鉄道共済組合※	8:00
3. 独立行政法人日本学生支援機構※	9:00

※ 情報照会のみを行う機関

つきましては、各都道府県におかれましては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）への周知をお願いします。

また、従前よりお知らせ・ご依頼させていただいておりますが、「情報連携開始に向けた留意事項等について（通知）」（平成 29 年 6 月 19 日付総務省事務連絡）（別添参考 4）において、情報連携の開始に向けた中間サーバー稼働状況に係るスケジュールが示されており、下記期間においては、本番用副本登録を行うことが可能ですので、都道府県における副本登録の進捗状況を踏まえ、適切な副本登録を行っていただくようお願いするとともに、管内市町村等に対して、進捗状況に応じて副本登録の実施を促していただきますようお願いいたします。

～7月12日：本番用マスターデータ適用作業

7月13日～7月17日：差分副本登録・符号取得期間

7月18日～：情報連携開始

以上

○照会先

厚生労働省健康局健康課予防接種室

連絡先：03-5253-1111（内線 2383）

メールアドレス：yoboseshu@mhlw.go.jp